

学校法人冬木学園 利益相反マネジメントに関する指針

1. 目的

学校法人冬木学園（以下「学園」という。）の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）が教育・研究及び社会貢献活動において、産学官連携活動等を推進するにあたって、産学官がそれぞれに有する目的、役割の相違から、学園又はその教職員等について、利益相反が生じる恐れがある。学園は今後、教育研究機関としての自らの公共性、中立性及び倫理性を維持し、かつその透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすべく、学園諸規則等に規定する各条項を遵守し、もって利益相反による弊害の発生を抑制するために利益相反マネジメント指針（以下「指針」という。）を定める。

2. 定義

この指針において、各用語を次のように定義する。

- (1) 「利益相反」とは、「狭義の利益相反」と「責務相反」を含んだものをいう。
- (2) 「狭義の利益相反」とは、教職員等又は学園が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の学園における責任が相反する状況をいい、以下2つに分類する。
 - ア. 「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、教職員等個人が産学官連携活動に伴って得る利益と、学園における教育・研究等の責任が相反する状況をいう。
 - イ. 「学園としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、学園が産学官連携活動に伴って得る利益と、学園の社会的責任が相反する状況をいう。
- (3) 「責務相反」とは、教職員等が兼業活動等により企業等に対し負う職務遂行上の責任と、学園における職務遂行上の責任が両立しえない状況をいう。

3. 基本的方針

- (1) 学園は、産学官連携活動による社会貢献を教育・研究に次ぐ使命とし、産学官連携活動等を推進する。
- (2) 学園は、産学官連携活動等を推進するにあたり、社会から疑念を抱かれないように、公共性、中立性及び倫理性を保持した手続きを定める。
- (3) 学園は、教職員等が安心して産学官連携活動等に取り組めるように利益相反マネジメントに関する適切な規則を整備する。
- (4) 学園は、産学官連携活動等によって生ずる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、教職員等が安心して産学官連携活動等を推進できるよう支援する。

4. 対象者、対象事項

- (1) 対象者
 - ア. 学園の役員、専任教職員
 - イ. 産学官連携活動等に関わる非常勤の者

(2) 対象事項

- ア．学園就業規則第 33 条により、許可を得て行う学外職務の場合
- イ．前号に定める対象者が自らの知的財産権を学園以外の第三者に譲渡又は使用許諾する場合
- ウ．前号に定める対象者が共同研究や受託研究又は奨学寄付金による研究に携わる場合
- エ．前号に定める対象者が寄付研究プロジェクト群に参加する場合
- オ．前号に定める対象者が設備又は物品の供与を受ける場合
- カ．前号に定める対象者が設備又は物品を購入する場合
- キ．前号に定める対象者が外部からその他の便益を供与される場合
- ク．産学官連携活動等に学生、生徒及び園児が参加する場合
- ケ．その他利益相反に該当すると懸念される場合

5. 基準

産学官連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の各号を利益相反マネジメントの基準とする。

- (1) 学園が、その社会的責任に対し、学園の利益を著しく優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (2) 教職員等が、学園における職務に関し、個人的な利益を著しく優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (3) 教職員等が、研究の公共性、社会性等より学外機関又は個人の利益を著しく優先していると客観的に判断されることのないようにすること。
- (4) 個人的な利益の有無に関わらず、教職員等が学園以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。
- (5) 学園又は教職員等が産学連携活動等により得られた利益が、社会通念からみて不当に高いと客観的に判断されることのないようにすること。

6. 体制

利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する機関として、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を設置する。なお、委員会に関する規程は、別途定める。

7. 手続き

- (1) 利益相反マネジメントに関する手続きについては、別途定める。
- (2) この指針に関する事務は、法人事務局総務部が行う。

8. 改廃

本指針の改廃は、理事会において行う。